

学校法人 井上学園 認定こども園さんない幼稚園

コンプライアンス規程

(コンプライアンスの定義)

第1条 法人および本園に所属するすべての職員は、以下の各号に関して熟知したうえで遵守し、公序良俗に則した誠実かつ公正な行動をとれるよう常に心掛ける義務があります。

- (1) 法令
- (2) 国や自治体から発せられる関係通知
- (3) 園内で定められた諸規程・諸規則
- (4) 社会規範・社会通念上守るべき倫理観や道徳

(禁止事項)

第2条 本法人や園内において上記のコンプライアンス違反の事実、又は可能性を認識した場合には、園内全ての職員が当該自体の是正に努める義務があります。例として以下の各号が禁止事項として該当いたします。

- (1) 自ら法令や諸規程に違反する行為をすること
- (2) 他職員に対し、法令等に違反することをさせること
- (3) 他職員に対し、法令等に違反することを教唆すること
- (4) 他職員の法令違反行為を黙認すること
- (5) 虚偽の通報や他人を誹謗中傷する行為をすること

(免責の制限)

第3条 全職員は次に掲げることを理由として、自ら行ったコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできません。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 個人でなく園全体の利益を図る目的で行ったこと

(コンプライアンス体制と調査委員会)

第4条 コンプライアンス責任者は、理事長・園長・副園長が当たります。責任者は次に掲げる役割を担います。

- (1) 違反行為が発生、もしくは通報等があった場合、園内において責任者および主幹教諭・副主幹教諭・各クラスの主任から成るコンプライアンス調査委員会の設置
- (2) 調査委員会内において速やかな対応策を検討・実施し、再発防止や改善策の全職員への周知徹底

- (3) 調査委員会の調査および対応策の検討にあたって必要と認められるものの召致
- (4) 調査委員会にて、あまりにも重大な過度の違反行為だと判断された場合、理事会への報告義務
- (5) その後の改善状況の確認と調査委員会構成職員への再報告
- (6) コンプライアンス全般にかかわる諸規程の確認と周知徹底
- (7) 業務に関連する法令等の制定・改正・廃止等に関する情報の収集および周知

(通報・相談処理体制)

第5条 職員からの通報や相談をうける窓口は理事長・園長・副園長・主幹教諭・副主幹教諭のいずれかのものであります。職員は次に掲げる状況が発生した場合、速やかに窓口へ通報・相談のうえ指示を仰ぎます。通報・相談を受けたものは速やかに責任者への報告義務があります。

- (1) 第2条で定められた禁止事項に該当する行為や事例を発見した場合
- (2) 園の利用者や関係機関等からの重大な苦情等があり、コンプライアンス違反の可能性が判明した場合

(通報者等の保護)

第6条 法人および園の責任者は、通報者が通報又は相談したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益処分を行うことを禁止致します。また通報者の行為によって通報者自身の職場環境が悪化しないよう努める義務があります。

(通報者への通知義務)

第7条 法人および園は、通報者に対し調査結果および是正結果について、被通報者（違反行為をした、もしくはその可能性がある者）のプライバシーに配慮したうえで、速やかに通知する義務があります。